

# 部 活 動 細 則

友部第二中学校 R5.4

## 1 目 的

部活動は希望者による自主活動です。興味・関心・適性（趣味・特技等）をよく考えて部を選び、上級生、下級生がたがいに協力しあい、次のようなことを目標にして意欲的に活動できるようにする。

### ✂ 個人の内面的な強さを養う。

・毎日続けることによって、根気強さや、苦しさに耐える力、障害を乗り越える力を養うことができる。

### ✂ 協調性を養う。

・団体競技の中で、集団の中の個人を認識し、集団のために努力しようとするすることができる。

### ✂ 身体を鍛練する。

・日常生活において、健康管理に十分留意して、健康な身体と明るい心を養うことができる。

### ✂ 社会性を学ぶ。

・他校との親善試合を通して、礼儀などを学びとることができる。

・先輩、後輩と仲良くすることができる。

## 2 部 紹 介

### ✂ 文化部

・文化芸術部（吹奏楽グループと創作グループ）

### ✂ 体育部

・野球部

・サッカー部

・バスケットボール部（男女）

・ソフトテニス部（男女）

・バレーボール部（女子）

・剣道部

・卓球部（男女）

・柔道部

・特設の陸上、駅伝、体操部

## 3 部活動細則

部活動にあたっては、「部活動細則」「部活動運営方針」の内容を認識し、規則を守り厳しさの中に培われるたくましい心身と、豊かな人間性を養うことができるよう活動する。

(1) 入部にあたっては、部活動の紹介、活動状況を参考にして入部を決め「入部許可願」を部顧問に提出し、入部許可を得て入部する。

(2) 活動にあたっては、顧問・部長の指示に従い行動する。

(3) 欠席する場合には、顧問にその理由を連絡する。

(4) 活動上の問題、悩みについては顧問の先生、あるいは学級担任に相談し、適切な指示を受ける。

(5) 活動における服装は「部活動の服装(26)」のきまりにしたがう。練習及び対外試合についても同様とする。

(6) 活動における準備は機敏に、練習は短時間で能率的に行うよう全員が協力する。

(7) 部活動開始時刻目安 午後3時50分

・完全下校時刻 前期（4月1日～10月7日） 午後5時30分

後期（10月11日～3月31日） 午後5時

・土曜日・日曜日の練習時間

午前の練習 8:00～12:00（3時間程度）

午後の練習 13:00～17:00（3時間程度）

(8) 早朝練習は、原則実施しない。ただし、朝練習は大会等の直前かつ放課後のみの練習では施設等を使用できないケースに限る。実施する場合も、放課後の活動と合わせ1日当たりの上限の範囲内で活動する。

尚、陸上・駅伝など特設の部活動は、1か月前から早朝練習を行うことができる。

(9) 夏季休業中は熱中症対策のため、生徒や保護者の負担にならない程度で早朝練習を行うことができる。（特に特設駅伝部の練習）

(10) 下校に際しては、交通ルールを厳守（ヘルメット着用・夜間はライト点灯・反射タスキ着用）し、安全に留意して寄り道をせずに通学路で下校する。

- (11) 下校時の買い食いや自動販売機の使用は厳禁とする。
- (12) 対外試合における礼儀・言葉遣い・買い食いには特に注意し、後片付けを自主的に行うよう心がけて実践する。買い食いなども絶対しないようにする。
- (13) 部長・副部長は、よき相談者としての活動を心がけ、公正な判断をもって部をまとめ適時その状況を顧問に報告する。
- (14) 指導者に対しては、真面目な態度で指導を受け、礼儀正しくする。
- (15) 下級生の指導にあたっては、その立場に立って考え、思いやりの心をもって指導する。
- (16) 活動期間は3年間継続が望ましく、なんらかの特別の事情により退部または転部を希望する場合は、顧問、担任、本人・保護者と話し合いをもち、本人にとってよりよい方向へ顧問と担任等が指導する。
- (17) 練習試合については、顧問は必ず学校長に許可を得る。
- (18) 合宿等の実施にあたっては、顧問は必ず計画書を添えて許可願を学校長に提出し、許可を得て実施する。
- (19) 夏期休業中の練習については、試合・コンクール等を除いて20日程度（休業期日の半数）とする。
- (20) 生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、令和5年度から、部活動を休日から段階的に地域移行する。
- (21) 定期テスト、学力診断テスト前は3日間、原則として活動はしない。（長期休業期間中は活動を行う場合がある）
- (22) 週あたり2日以上以上の休養日を設ける。（土日は1日以上、平日は1日以上以上の休養日を設ける。）  
また、学校閉庁日は休養日とする。月曜日は原則として活動しない。ただし、総体・新人戦・コンクールの該当週は活動してもよい。
- (23) 1日当たりの上限は平日2時間、休日3時間とする。1週間当たりの上限は11時間とする。（練習試合や大会等の当日を除く。）校長及び部顧問は、上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間を設定する。活動時間には準備や片付け、移動時間を含まないが、それを理由に活動時間が長時間にならないように適切な時間設定とする。  
休日に、練習試合や大会等により、3時間を超えて活動を実施した場合は、他の休日に休養日を振り替えるものとする。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により、1日の上限を超えて活動を実施した場合も、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整する。
- (24) 大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、休日に休養日を振り替える。ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振り替えることも可とする。当初計画していた休養日に、やむを得ず活動する場合は、生徒及び保護者の同意を得て、校長の承認を得た上で実施し、別の日に休養日を振り替える。
- (25) 長期休業中においても、上表のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間を設ける。また、生徒の多様なニーズに対応するために、休養日の増設や、週間、月間、年間単位での活動頻度や時間等の目安を定めるなどの工夫を行う。
- (26) 徒歩で通学している生徒については、顧問の許可のもとに自転車の使用を認める。（対外試合等の場合）
- (27) 定期的に部活動顧問会議及び部長会議を開催し、部活動のスムーズな運営に努める。
- (28) 顧問は活動計画を作成し、生徒に配付するとともに「部活動計画表ファイル」に綴じこむこと。
- (29) 部活動の服装・・・制服、体操服、ユニフォーム、各部でそろえたTシャツ等とする。くるぶしソックスや派手な靴下は不可、各部でそろえたものは可。（競技の特性上必要な場合は顧問の判断で決定する。）
- (30) 冬季はウインドブレーカー（各部で決めたもの）を着用してよい。個人で購入する場合は、白・黒・紺・グレーとする。
- (31) 部活動顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成し、校長に提出する。また、学校方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページ等で公表する。

(32) 生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、令和5年度から、部活動を休日から段階的に地域移行する。

※ 顧問または副顧問が不在の場合はいかなる練習（朝・放課後・土日）もしてはならない。

※ 施設の施錠，鍵の管理，道具の管理はしっかり行うこと。

**※ 保護者からの差し入れについては、お菓子・ジュース類の差し入れについては必ず顧問を通すこととする。**

**※ 進路決定後または卒業後の3年生の部活動参加については、進学後も部活動を必ず継続する者を対象とし、「部活動参加届」を顧問に提出する。**

**なお、参加する際は、中学校のルールに従うこと。参加期間は3月31日までとする。**